

(目的)

第1条 この要綱は、聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けることのできない難聴児（以下「軽度難聴児」という。）に対し補聴器費を支給することにより、言語訓練及び生活適応訓練の促進を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(支給の種目及び個数)

第2条 この要綱において、補聴器費を支給する対象となる補聴器は、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）のうち、別表第1及び別表第2に掲げるものとする。

2 補聴器の購入又は修理に係る費用の額の基準は、別表第1及び別表第2の規定による価格の100分の104.8に相当する額とする。ただし、別表第2中のイヤホン交換に係る費用の額の基準は、別表第2の規定による価格の100分の108に相当する額とする。

3 補聴器費を支給する対象となる補聴器の個数は、1個を限度とする。ただし、医療機関又は教育機関等（以下「医療機関等」という。）で両耳装用訓練を受けて両耳装用してきた者又は医療機関等で必要と認められた者については、2個の補聴器に係る補聴器費を支給することができる。

(支給の対象)

第3条 補聴器費の支給を受けることができる軽度難聴児は、町内に住所を有する18歳未満の児童で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 両耳の聴力レベルが50デシベル以上70デシベル未満の者又は1耳の聴力レベルが50デシベル以上、他耳の聴力レベルが90デシベル未満で、耳鼻咽喉科的治療により聴力改善が見込めない者

(2) その他町長が必要と認められた者

2 前項各号のいずれかに該当する軽度難聴児で、学校に通うため寮等に居住し、町内に住所を有しないものは、保護者が町内に居住している場合に限り支給の対象とする。

(支給の申請)

第4条 補聴器費の支給を受けようとする軽度難聴児又はその保護者（以下「申請者」という。）は、次に掲げるものを町長に提出しなければならない。

(1) 補聴器費（購入・修理）支給申請書（別記第1号様式）

(2) 補聴器費支給意見書（別記第2号様式）

(3) 補聴器費支給調査書（別記第3号様式）

(4) 当該補聴器の見積書

2 補聴器の修理を受けようとする申請者は、補聴器費支給（購入・修理）申請書及び当該補聴器の見積書を町長に提出するものとする。

(支給の決定)

第5条 町長は、補聴器費の支給の申請を受けたときは、支給の可否を審査し、補聴器費支給決定（却下）通知書（別記第4号様式）を当該申請者に交付するものとする。

2 町長は、補聴器費の支給を決定したときは、補聴器費支給券（別記第5号様式。以下「支給券」という。）を申請者に交付し、補聴器費支給（不支給）通知書（別記第6号様式）を補聴器の製作又は販売を業とするもの（以下「業者」という。）に交付し、補聴器費の支給を通知するものとする。

3 補聴器費の支給の決定を受けた軽度難聴児又はその保護者（以下「受給者」という。）は、

業者に支給券を提出し、補聴器を購入又は修理を行うこととする。

(公費負担額)

第6条 補聴器費の支給に係る公費負担額については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第76条第2項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第43条の3の規定を準用する。

(受給者の負担額)

第7条 受給者は、公費負担額以外の額を負担するものとする。

2 受給者は、その負担額を補聴器の購入の際に、支給券を添えて業者に提出し、補聴器の購入又は修理を行うものとする。

(費用の支弁)

第8条 業者が町に請求することができる額は、補聴器費の支給に要する費用から受給者が支払った額を控除した額とし、支給券を添えて請求するものとする。

(台帳の管理)

第9条 町長は、補聴器費の支給の状況を明確にするため、軽度難聴児補聴器費支給台帳(別記第7号様式)を整備するものとする。

(再交付)

第10条 既に補聴器費の支給を受けている補聴器の再交付に係る申請については、前回の支給日から5年を経過していない場合は、原則として支給対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、災害等で不明となった場合、修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的かつ効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が軽度難聴児の言語訓練及び生活適応訓練上の使用効果が認められる場合に限り、再交付することができるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年3月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日訓令第16—2号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月15日訓令第10号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月1日訓令第33号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

別表第1(第2条関係)

購入基準

| 種目 | 名称 | 基本構造 | 付属品 | 価格(円) | 耐用年数(年) | 備考 |
|-----|----------------|--|---------------|--------|---------|--|
| 補聴器 | 高度難聴用 ポケット型 | JIS C 5512—2000による90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のもの。90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上 | 電池イヤ ーモールド | 34,200 | 5年 | 価格は電池を含むものであること。状況によりイヤーマールドを必要とする場合は、別表第2に掲げる交換額の範囲内で必要な額を加算すること。ダンパー |
| | 高度難聴用 耳かけ型 | 43,900 | | | | |

| | | | |
|--|---------------------|--|--------------------------|
| | に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。 | | 入りフックとした場合は、240円増しとすること。 |
|--|---------------------|--|--------------------------|

別表第2（第2条関係）

修理基準

| 種目 | 修理部位 | 価格（円） |
|-----|------------------|--------|
| 補聴器 | イヤモールド交換 | 9,000 |
| | ポケット型ケース組立交換 | 5,400 |
| | 耳かけ型ケース組立交換 | 2,500 |
| | ポケット型クリップ交換 | 1,200 |
| | ポケット型スイッチ交換 | 3,500 |
| | 耳かけ型スイッチ交換 | 3,000 |
| | ポケット型テレホンコイル交換 | 1,350 |
| | 耳かけ型テレホンコイル交換 | 2,550 |
| | コンセント交換 | 830 |
| | ポケット型極板交換 | 1,350 |
| | 耳かけ型極板交換 | 980 |
| | ポケット型ボリューム交換 | 3,050 |
| | 耳かけ型ボリューム交換 | 4,300 |
| | ポケット型マイクロホン交換 | 5,400 |
| | 耳かけ型マイクロホン交換 | 8,920 |
| | IC回路交換 | 4,550 |
| | イヤホン交換 | 3,170 |
| | 耳かけ型レシーバー交換 | 8,900 |
| | コード交換 | 680 |
| | トランジスター又はダイオード交換 | 2,050 |
| | 抵抗交換 | 2,050 |
| | コンデンサ交換 | 2,050 |
| | トランス交換 | 1,900 |
| | 耳かけ型電池ホルダー交換 | 1,000 |
| | 耳かけ型トリマー交換 | 1,900 |
| | 耳かけ型フック交換 | 410 |
| | ダンパー入り耳かけ形フック交換 | 640 |
| | 耳かけ型耳栓組立交換 | 400 |
| | 耳かけ型サスペンション交換 | 640 |
| | 耳かけ型アンプ組立交換 | 20,200 |